

条

例

議案第3号

鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例

次のおり鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県一時保護委託者の登録に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、委託による児童の一時保護を適正に行うことができる者（以下「一時保護委託者」という。）の登録に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(一時保護委託者の登録に関する基準)

第3条 一時保護委託者の登録に関する基準は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、一時保護委託者の登録に関する基準は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、別表入所者の支援等の項第5号の規定は、令和8年12月25日から施行する。

別表 (第3条関係)

項目	基準
職員	1 児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものとする。 2 入所する児童の保護に直接従事する職員以外の職員は、必要に応じ、併せて設置する他の社会福祉施設の職員を兼ねることができる。
設備	1 次に掲げる設備を設けるものとする。 (1) 児童の居室 (2) 食事をする場 (3) 浴室

	<p>(4) 便所</p> <p>2 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えるものとする。</p> <p>3 入所する児童の居室以外の設備は、必要に応じ、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができらる。</p> <p>1 入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしないものとする。</p> <p>2 正当な理由なく、児童の権利を制限しないものとする。また、正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めるものとする。</p> <p>3 施設等により児童の行動を制限しないものとする。</p> <p>4 職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為を行わないものとする。</p> <p>5 法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>6 登録一時保護委託者が一時保護を行う施設（以下「登録一時保護委託施設」という。）の外での活動、取組</p>
<p>入所者の支援等</p>	

	<p>等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認するものとする。</p> <p>7 入所した児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3の規定に基づき児童相談所長又は知事が行う意見聴取等措置において表明された意見又は意向及び意見表明等支援事業によって把握された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行うものとする。</p> <p>8 児童相談所長と協力し、登録一時保護委託施設において適切に意見表明等支援事業が行われる環境を整備するものとする。</p> <p>9 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないものとする。また、合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長に相談し、児童相談所長が児童に対し、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう、児童相談所長に協力するよう努めるものとする。なお、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管するものとする。</p> <p>10 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び入所する児童の身体的状況を考慮するとともに、児童の健全な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。</p> <p>11 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力をして行うよう努めるものとする。</p>
事故等への対応	職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことが

ないよう、必要な措置を講ずるものとする。

議案第4号

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例

（鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項及び<u>附則第7項</u>において「保健師等」という。）のうち1人を保育士（鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。）とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験の有する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（<u>附則第4項若しくは第5項又は別表第4職員の配置の項第3号の規定により保育士とみなされる者及び同号ただし書の規定による支援を行う者を除く。</u>）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p>(保育所の職員配置に係る特例)</p> <p>2 保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「保健師等」という。）のうち1人を保育士（鳥取県の区域に係る地域限定保育士を含む。以下同じ。）とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>3～5 略</p>

6 前2項の規定を適用する時は、保育士（附則第2項若しくは前2項又は別表第4職員の配置の項第3号の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

7 附則第2項及び別表第4職員の配置の項第3号の規定により、保健師等及び同号に規定する特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができ、体制を確保しなければならぬ。

8 略

(経過措置)

9 略

10 略

別表第4（第10条関係）

6 前2項の規定を適用する時は、保育士（附則第2項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の別表第4職員の配置の項第2号の規定により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

7 略

(経過措置)

8 略

9 略

別表第4（第10条関係）

項目	基準	項目	基準
職員の配置	<p>1・2 略</p> <p>3 <u>前号の規定の適用については、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもの</u>のいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「<u>特定理学療法士等</u>」と<u>いう。</u>）のうち1人を保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（<u>附則第2項、第4項又は第5項の規定によ</u></p>	職員の配置	1・2 略

<p>り保育士とみなされる者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。</p> <p><u>4</u> 略 <u>5</u> 略 <u>6</u> 略</p> <p>略</p>	<p><u>3</u> 略 <u>4</u> 略 <u>5</u> 略</p> <p>略</p>
<p>(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)</p>	
<p>第2条 鳥取県認定こども園に関する条例（平成26年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲</p>	<p>改 正 前</p> <p>附 則</p> <p>(認定こども園の職員配置に係る特例)</p> <p>第4条 別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定の適用については、これらの規定の表の左欄に掲</p>

げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数
が一を超えない場合には、令和12年3月31日までの間、認定
こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員
(以下この条、附則第6条から第7条の2までにおいて「配置
義務職員」という。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同
等の知識及び経験を有すると認めるときをもって代えることがで
きる。

第7条 前3条並びに別表第1職員配置の項第7号及び別表第2
職員配置の項第5号の規定により、配置義務職員を幼稚園の教
員の免許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状
を有する者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有す
ると認める者、保健師等又は別表第1職員配置の項第7号に規
定する特定理学療法士等(以下この条及び附則第8条において
「同等職員等」という。)をもって代える場合には、当
該同等職員等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えて
はならない。

第7条の2 附則第6条の2並びに別表第1職員配置の項第7号

げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める人数を合計した数
が一を超えない場合には、令和12年3月31日までの間、認定
こども園に置かなければならない教育又は保育に従事する職員
(以下この条、附則第6条から第7条までにおいて「配置義務
職員」という。)のうち1人は、知事が配置義務職員と同等の
知識及び経験を有すると認めるときをもって代えることができる。

第7条 前3条の規定により、配置義務職員を幼稚園の教員の免
許状若しくは小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有す
る者、知事が配置義務職員と同等の知識及び経験を有すると認
める者又は保健師等(以下この条及び次条において「同等職員
等」という。)をもって代える場合には、当該同等職員
等の総数は、配置義務職員の数の3分の1を超えてはならな
い。

及び別表第2職員配置の項第5号の規定により、保健師等及び
 別表第1職員配置の項第7号に規定する特定理学療法士等のい
ずれもが保育を行う場合には、当該保健師等が保育を行うに当
 たって配置義務職員（別表第1職員配置の項第7号ただし書及
 び別表第2職員配置の項第5号ただし書の規定による支援を行
 う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保し
 なければならぬ。

別表第1（第3条関係）

項目	要件
略	
学級の編制	1 略 2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子ども数を <u>30人</u> 以下とすること。 3 略
職員配置	1～6 略 7 <u>第5号及び前号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、</u>

別表第1（第3条関係）

項目	要件
略	
学級の編制	1 略 2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子ども数を <u>35人</u> 以下とすること。 3 略
職員配置	1～6 略

当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がいのある子どもの療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がいのある子どもの療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づき教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受け

<p>ることができ<u>る体制を確保しなければなら</u>ない。</p>	<p><u>8</u> 略</p>
<p>略</p>	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
学級の編制	<p>1 略</p> <p>2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を<u>30人</u>以下とすること。</p> <p>3 略</p>
職員配置	<p>1～3 略</p> <p>4 <u>前号の表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教</u> <u>育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同</u> <u>じ。）を有し、かつ、登録（児童福祉法第18条の18第3項に規定する保</u> <u>育士登録又は同法第18条の28第2項</u></p>

<p><u>7</u> 略</p>	
<p>略</p>	

別表第2（第4条関係）

項目	基準
略	
学級の編制	<p>1 略</p> <p>2 学級は、原則として、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成し、1学級の子どもの数を<u>35人</u>以下とすること。</p> <p>3 略</p>
職員配置	<p>1～3 略</p>

に規定する地域限定保育士登録をいう。以下この号において同じ。）を受けただのものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、子どもの教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

5 前号に定める者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、同号に定める者による支援を受けることができ、体制を確保しなければならない。

6 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、第3号に定める人数を上回る職員の配置に努めること。

7 略

4 子どもの処遇の向上及び子育て支援事業の充実を図るよう、前号に定める人数を上回る職員の配置に努めること。

5 略

略	略
<p>(鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)</p> <p>第3条 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例（令和6年鳥取県条例第26号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 保育所又は認定こども園における保育士及び<u>子どもの教育又は保育に</u>従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定こども園については、<u>令和10年3月31日までの間</u>、この条例による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例（次項において</p>	<p>改 正 前</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 保育所又は認定こども園における保育士及び<u>園児の教育又は保育に</u>従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定こども園については、<u>当分の間</u>、この条例による改正後の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに</p>

「新児童福祉施設条例」という。）別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満3歳以上満4歳未満の幼児の項に係る部分に限る。）並びに鳥取県認定こども園に関する条例（次項において「新認定こども園条例」という。）別表第1職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）の規定は適用しないことができる。この場合において、この条例による改正前の鳥取県児童福祉施設に関する条例（次項において「旧児童福祉施設条例」という。）別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満3歳以上満4歳未満の幼児の項に係る部分に限る。）並びに鳥取県認定こども園に関する条例（次項において「旧認定こども園条例」という。）別表第1職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満3歳の子どもの項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有するものとする。

3 保育所又は認定こども園における保育士及び子どもの教育又は保育に従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当該保育所又は認定

鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は適用しないことである。この場合において、この条例による改正前の鳥取県児童福祉施設に関する条例別表第4職員の配置の項第2号並びに鳥取県認定こども園に関する条例別表第1職員配置の項第3号及び別表第2職員配置の項第3号の規定は、なおその効力を有するものとする。

こども園については、当分の間、新児童福祉施設条例別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満4歳以上の幼児の項に係る部分に限る。）並びに新認定こども園条例別表第1職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもに係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもの項に係る部分に限る。）の規定は適用しないことができる。この場合において、旧児童福祉施設条例別表第4職員の配置の項第2号（同号の表満4歳以上の幼児の項に係る部分に限る。）並びに旧認定こども園条例別表第1職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもに係る部分に限る。）及び別表第2職員配置の項第3号（同号の表満4歳以上の子どもに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、改正後の鳥取県認定こども園に関する条例別表第1学級の編制の項第2号及び別表第2学級の編制の項第2号の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

議案第5号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次のおおり鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和8年6月8日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売
私都川発電所	152キロワット	
略		

(経営の基本)

第4条 略

2 電気事業の用に供する発電施設の名称及びその最大出力並びに電力供給方法は、次のとおりとする。

施設の名称	最大出力	電力供給方法
略		卸売
私都川発電所	152キロワット	
鳥取放牧場風力発電所	3,000キロワット	
略		

附 則

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

